

契約に関する事項 重要事項説明書

訪問看護ステーションあさひだい

訪問看護ステーションあさひだい

サービス契約書

(訪問看護・介護予防訪問看護・医療保険)

甲(利用者)

乙(事業者)茨城県石岡市旭台1丁目 17-26

訪問看護ステーションあさひだい

管理者 原田 直子

(居宅サービス契約の目的)

- 第1条 乙は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、甲に対し、甲が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、このサービスを提供します。
- 2 乙は、サービス提供にあたっては、甲の意向を十分に尊重するとともに、甲の立場に立って公正かつ適切な方法によって行い、甲の心身の状況、その置かれている環境の把握に努め、甲の要介護状態区分等に沿って計画を作成し、これに従って、甲に対しサービスを提供します。
- 3 甲は、乙からサービスの提供を受けたときは、乙に対し、別紙重要事項説明書の記載に従い、利用料自己負担分を支払います。

(契約期間)

- 第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から甲の要介護認定、要支援認定または医療保険の有効期間満了日までとします。
- 2 上記契約期間満了日 7 日以上前に甲から更新拒絶の申し出がない場合は、契約は同一の内容で更新され、以後も同様とします。但し、6ヶ月以上サービス利用がない場合には、最終利用日にさかのぼり、契約を自動的に終了します。
- 3 甲から更新拒絶の意思が表示された場合は、乙は、他の事業者の情報を提供する等、必要な措置をとります。

(居宅サービス計画変更の援助)

- 第3条 乙は、甲が居宅サービス計画(ケアプラン)の変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

(サービス内容の変更)

- 第4条 乙が提供する訪問看護サービスのうち、甲が利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険または医療保険適用の有無については、別紙重要事項説明書のとおりです。
- 2 甲は、いつでも訪問看護サービスの内容を変更するよう申し出ることができます。

乙は、甲からの申し出があった場合、第1条に規定する居宅介護サービス契約の目的に反する等変更を拒む正当な理由がない限り、速やかに訪問看護サービスの内容を変更します。

- 3 サービス内容を変更した場合、甲と乙とは、甲が変更後に利用する訪問看護サービスの内容について記載した訪問看護計画書を交わします。

(保険の適用を受けないサービスの説明)

第5条 乙は、その提供するサービスのうち、保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料を具体的に説明し、甲の同意を得ます。

(甲の解約権)

第6条 甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、7日以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

(甲の解除権)

第7条 甲は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

- 一 乙が、正当な理由なく、本契約に定める訪問看護サービスを提供せず、甲の請求にもかかわらず、これを提供しようとししない場合。
- 二 乙が、第12条に定める守秘義務に違反した場合。
- 三 乙が、甲の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

(乙の解除権)

第8条 乙は、甲が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、この訪問看護サービス利用契約の目的を達することが著しく困難となったときは、文書により、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

- 2 乙は、前項によりこの契約を解除する場合には、担当の介護支援専門員又は甲が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な措置を講じます。

(利用料の滞納)

第9条 甲が、正当な理由なく乙に支払うべき利用料の自己負担分を3ヶ月分以上滞納した場合には、乙は甲に対し、1ヶ月以上の期間を定めて、期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。

- 2 乙は、前項の催告をした場合には、甲担当の介護支援専門員、甲が住所を有する市町村等と連絡を取り、解除後も甲の健康・生命に支障のないように、必要な措置を講じます。
- 3 乙は、前項の措置を講じた上で、甲が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解除することができます。

(契約の終了)

第10条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- 一 甲が死亡したとき。
- 二 第6条に基づき、甲から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 三 第7条に基づき、甲から契約の解除の意思表示がなされたとき。
- 四 第8条ないし第9条に基づき、乙から契約解除の意思表示がなされたとき。
- 五 甲が介護保険施設等へ入所した場合。

(損害賠償)

第11条 乙は、甲に対するサービスの提供にあたって、甲又は甲の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに甲又は甲の家族に対して損害を賠償します。ただし、乙に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

2 前項の場合、甲又は甲の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(秘密保持)

第12条 乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り、甲に対する訪問看護サービスの提供にあたって知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らしません。

2 乙は、乙の従業員が退職後、在職中に知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

3 乙は、甲の個人情報を用いる場合は甲の、甲の家族の個人情報を用いる場合は甲の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、甲又は甲の家族の個人情報を用いませぬ。

4 第1項の規定にかかわらず、乙は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(いわゆる「高齢者虐待防止法」)に定める通報ができるものとし、その場合、乙は秘密保持義務違反の責任を負わないものとしませぬ。

(苦情処理)

第13条 甲又は甲の家族は、提供された訪問看護サービスに不満がある場合、いつでも別紙重要事項説明書記載の苦情申立機関に、苦情を申し立てることができます。なお当事業所の苦情申立窓口は下記のとおりです。

名 称 訪問看護ステーションあさひだい

電 話 070-1736-7415

FAX 0299-26-2134

担 当 原田直子

2 乙は、甲に提供した訪問看護サービスについて、甲又は甲の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

3 乙は、甲が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(サービス内容等の記録作成・保存)

第14条 乙は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から県が条例で定める期間(5年間)適切に保存します。

2 甲及び甲の後見人(必要に応じ、甲の家族を含む。)は、乙に対し、いつでも前項に規定する書面その他のサービスの提供に関する記録の閲覧・謄写を求めることができます。ただし、謄写に際しては、乙は甲に対して、実費相当額を請求できるものとします。

(契約外条項)

第15条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、甲及び乙の協議により定めます。

重要事項説明書

1. 事業者概要

名称	社会福祉法人櫻会
主たる事務所の所在地	茨城県石岡市大砂 10528-14
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 瀧田孝博
電話番号	0299-56-3600
FAX	0299-56-3630

2. 事業所

名称	訪問看護ステーションあさひだい
指定番号	0860590066
所在地	茨城県石岡市旭台1丁目 17-26
電話番号	070-1736-7415
FAX	0299-26-2134
開設年月日	2018年7月1日
管理者の氏名	原田直子
サービス提供地域	石岡市・小美玉市 その他は応相談

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	社会福祉法人櫻会が開設する訪問看護ステーションあさひだい（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適性運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が医療保険法、介護保険法等関係法令に基づいた利用者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。
基本方針	事業所の従事者は、医療保険法、介護保険法等関係法令に基づいた利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において入浴、排泄、食事の援助、その他生活全般にわたる看護を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能・生活機能の維持又は向上、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
運営の方針	事業所において提供するサービスは、医療保険法、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 3 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス

	<p>の提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に把握し、個別に訪問看護計画を作成することにより利用者が必要とする適切なサービスを提供する。</p> <p>4 適切な看護技術をもってサービスを提供し、常にサービスの質の管理及び評価を行う。</p> <p>5 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問看護を行う。</p>
--	--

4. 職員体制

従業者の職種	勤務の体制
看護師	常勤 2 名以上、非常勤 3 名以上
理学療法士・作業療法士	常勤 1 名以上
事務員	常勤 1 名兼務

5. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

* 土日祝日、年末年始(12 月 30 日～1 月 3 日)は休業とします。

* 電話でのご相談への対応や緊急訪問は 24 時間行っています。

6. 提供するサービス内容

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持
- ③ 食事・排泄等の援助
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症・精神障害に対するケア
- ⑧ 療養生活や介護方法の助言
- ⑨ 関連職種との連携
- ⑩ カテーテル等の管理
- ⑪ その他医師の指示による医療処置

7. 利用料

- ① 別途料金表をご参照ください。
- ② 交通費

【介護保険でのご利用の場合】

事業実施区域外の訪問については、実施区域を超えた地点からご自宅までの交通費がかかります。(50 円/km 往復分・1 km未満においては、一律片道 50 円を頂きます。)

往復 _____ km x 50 円 = _____ 円/回

【医療保険でのご利用の場合】

事業所から 16 kmを超えた時点からご自宅までの交通費がかかります。(50 円/km 往復分・1 km未満の場合は、一律片道 50 円を頂きます。)

往復 km x 50 円 = 円/回

③ キャンセル料

- ・ サービスをキャンセルされる際は、前日までにご連絡をお願いいたします。
- ・ 当日のキャンセルの場合は、原則としてキャンセル料 750 円を申し受けます。
- ・ キャンセルのご連絡がなく、利用者様の安否確認が必要となった場合には、確認に要した時間に応じて別途料金を申し受ける場合があります。

④ お支払い方法

原則として預金口座引き落としとさせていただきます。

8. 苦情申立窓口

利用者様相談窓口	ご利用時間 ご利用方法	平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 電話 070-1736-7415
石岡市役所介護保険室		0299-23-1111
小美玉市役所介護福祉課		0299-48-1111
茨城県国民健康保険団体連合会介護保険課		029-301-1565

9. 損害賠償

利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、事業所が加入する総合保険補償の範囲で損害賠償を速やかに行います。

10. 事故発生時の対応

利用者に対する当事業所のサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等及び居宅介護支援事業所に連絡するとともに必要な措置を講じ、管理者に報告いたします。また、事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録することとします。

11. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 従業員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施(年 1 回)
- ④ 措置を適切に実施するための担当者 管理者 原田 直子

個人情報の利用目的

訪問看護ステーションあさひだいでは、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護・医療サービスの提供】

1. 事業内部での利用目的

※事業所が利用者等に提供する介護・医療サービス

※介護・医療保険事務

※介護・医療サービスの利用にかかる事務所の管理運営業務のうち次のもの

- ・介護・医療給付等の管理
- ・会計、経理
- ・介護・医療サービス中の事故、緊急時等の報告

2. 他の介護事業所等への情報提供を伴う利用目的

※事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち

- ・利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
- ・家族等への心身の状況説明

※介護 医療保険事務のうち

- ・審査支払い機関へのレセプトの提出
- ・審査支払機関または保険者からの照会への回答

※損害賠償などに係る保険会社等への相談又は届け出等

【上記以外の利用目的】

1. 事業所内部での利用に係る利用目的

※事業所の管理運営業務のうち次のもの

- ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
- ・在宅等において行われる学生等の実習への協力
- ・社会福祉法人櫛会において行われる事例研究等

2. 他の事業所等への情報提供に係る利用目的

※事業所の管理運営業務のうち

- ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

契約締結日 令和 年 月 日

(乙) 当事業所は、甲1に対する訪問看護サービスの提供開始に当たり、

甲1 甲2

に対して契約書及び重要事項説明書、個人情報の利用目的に基づいて説明しこの契約書に定める内容を、誠実に責任を持って行います。

事業所名	訪問看護ステーションあさひだい
所在地	〒315-0038 茨城県石岡市旭台1丁目17-26
管理者	原田 直子 印
電話番号	070-1736-7415
重要事項説明者	

(甲) 私は、契約書及び重要事項説明書、個人情報の利用目的に基づいて、乙から契約内容及び重要事項説明書、個人情報の利用目的の説明を受け同意しました。

(甲1) 利用者	
住 所	〒
氏 名	印
電話番号	

(甲2) <input type="checkbox"/> 家族の代表者 ・ <input type="checkbox"/> 代理人	
住 所	〒
氏 名	印
本人との関係	
電話番号	